

工場ノ職工ニ配付アリ
 一、事業主側
 全社側ハ組合加入ヲ恐レ復職ニ飽テ拒絶ノ意ヲ示ス
 右及申(通)報候也

労組第四四一四第

昭和五年十二月四日

警視總監 丸山 龍吉

1929

内務大臣 安達謙藏 殿
 社会局 長 官 殿
 各府縣 知事 殿

京都府警察局長 三原重初 様ニ送付

東京印刷製本株式会社労働争議ニ関スル件 (第三根)

要旨 二月廿九日及三十日、二面ニ亘リ労資会見シタルニ職工側ハ解雇手當

下向同ノ要取リ合社側日給千五百六十二圓ニ示シテ拒絶セリ

標記會社ノ労働争議ニ関シテハ既報ノ通りナルカ其ノ後ノ状況
 左ノ通り

記